

農業次世代人材投資事業

経営リスクを負っている新規就農者の経営が軌道に乗るまでの間を支援します。

○給付額 = 最大で年間 150 万円（半年ごとに 75 万円）を最長 5 年間。

- 要件 =
1. 独立・自営就農時の年齢が、原則 50 歳未満であり、次世代を担う農業者となることについての強い意欲を有していること。
 - ・認定新規就農者であること。
 - ・農家指定の場合、新規参入者と同等の経営リスク（新たな品目の導入、経営の多角化等）を負うと市長に認められること。
 2. 独立・自営であること。
 - ・自ら作成した経営開始計画に則して主体的に農業経営を行っている状況を指し、下記の要件を満たすものとする。
 - ①農地の所有権又は利用権を給付対象者が有している。
 - ②主要な機械・施設を給付対象者が所有又は借りている。
 - ③生産物や生産資材等を給付対象者の名義で出荷・取引する。
 - ④給付対象者の農産物等の売り上げや経費の支出等の経費収支を給付対象者の名義の通帳及び帳簿で管理する。
 - ※親元に就農する場合であっても、上記要件を満たせば、親の経営から独立した部門経営を行う場合や、親の経営に従事してから 5 年以内に継承する場合はその時点から対象とする。
 3. 経営開始計画が、独立自営就農 5 年後には農業で生計が成り立つ実現可能な計画である。
 4. 人・農地プランに中心となる経営体として位置づけられていること（見込が確実であること）。
 5. 生活費を支給する国の他の事業と重複受給でないこと。
 6. 青年新規就農者ネットワーク（一農ネット）に加入していること。

- 給付停止・返還 =
- 【停止】**
1. 給付金を除いた本人の前年所得が 350 万円を超えた場合。
 2. 適切な農業経営を行っていないと市が判断した場合。
 3. 中間評価により C 評価相当と判断された場合。
- 【返還】**
1. **【停止】** の 1 と 3 以外の理由で給付停止となった場合。

2. 経営開始型の交付期間と同期間、同程度の営農を継続しなかった場合。

- その他 =
- ・夫婦ともに就農する場合は夫婦合わせて1.5倍分を給付する。
 - ・現年度以前に独立・自営就農した者についても対象とするが、給付は就農後5年度目までとする。

○問い合わせ先 = 農林振興課 農政係 0993-76-1602